



廻堰大溜池内水面漁業協同組合内共第8号

第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、廻堰大溜池内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第8号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(こい、ふなをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の承認及び納付義務等)

第2条 この漁場区域で竿釣の漁具、漁法によって遊漁をしようとするものはあらかじめ第6条第1項に規定する遊漁料を納付し承認を受けなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 この漁場区域内においては、竿釣以外の漁具、漁法による遊漁は行ってはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
こ い	1月1日～12月31日
ふ な	1月1日～12月31日



(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	20cm以下
ふな	10cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし遊漁者が中学校生徒以下又は肢体不自由者のときは無料とする

魚種	漁具、漁法	遊漁料
こい	竿釣	1日 200円、1年 2000円
ふな	竿釣	1日 200円、1年 2000円

2、遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし竿釣遊漁の場合には当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁料の納付場所)

(1) 組合の事務所(北津軽郡鶴田町大字廻堰字上桂井53)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2、遊漁承認証は他人に貸与してはならない。



(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第6条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます	手釣り	10,000円
	ひめます(蔦沼のみ)、うぐい こい、ふな、うなぎ	竿釣り	
溪流魚	やまめ、いわな、にじます	手釣り	5,000円
	ひめます(蔦沼のみ)、うぐい こい、ふな、うなぎ	竿釣り	

2、前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

三戸郡三戸町大字八日町 27

青森県内水面漁業協同組合連合会

- 3、第1項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式第3号のとおりとする。
- 4、遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5、第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第6条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2、遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3、遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。



4、ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第 10 条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行なうことがある。

2、漁場監視員は、別記様式第 2 号による漁場監視証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。



様式第1号

遊漁承認証

表

裏

No 号	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年齢)
承認期間 1月1日～12月31日まで	
魚種 こい、ふな	
漁具、漁法 竿釣	
遊漁区域 廻堰大溜池全域	
遊漁料	
発行者	
廻堰大溜池内水面漁業協同組合 (印)	

注 意 事 項
1、この承認証は他人に貸与してはならない。
2、遊漁者は、遊漁をする場合はこの承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
3、こい20cm、ふな10cm以下のものは採捕することを禁ずる。
4、他人に迷惑をかけないように注意すること。
5、その他監視員の指示に従うこと。
6、ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

様式第2号

漁場監視員証

表

裏

No 号	
漁場監視証	
下記のもの、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
記	
氏名	
住所	(年齢)
有効期間	
年 月 日から 年 月 日まで	
発行者	
廻堰大溜池内水面漁業協同組合 (印)	

注 意 事 項
1、漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行なう。
2、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちに遊漁の中止を命じる。
3、当組合事務所係員と連絡を密にして監視に遺憾のないようにすること。
4、当組合の遊漁規則を熟知すること。



様式第3号

第8条第3項に規定する遊漁承認証

年度県内共通遊漁承認証

No

遊 漁 者	住 所
写 真	氏 名
	年 令
	有効期間 年 月 日～ 年 月 日
	魚 種
	遊 漁 料
	交付年月日

三戸郡三戸町大字八日町 27
青森県内水面漁業協同組合連合会

印

廻堰大溜池内水面漁業協同組合内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則の変更に係る新旧対照表

新		旧	
(省 略)		(省 略)	
<p>(県内共通遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第6条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。</p>		<p>(県内共通遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第6条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。</p>	
遊漁承認証別	魚 種	遊漁承認証別	魚 種
全 魚 種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鰯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	全 魚 種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(鰯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ
漁業の方法	手釣り 竿つり	漁業の方法	手釣り 竿つり
遊漁料	15,000円	遊漁料	10,000円
渓 流 魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鰯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	渓 流 魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(鰯沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ
漁業の方法	手釣り 竿つり	漁業の方法	手釣り 竿つり
遊漁料	8,000円	遊漁料	5,000円
(省 略)		(省 略)	